

### 3. 議会関係

(13) 議員の兼業禁止規定の該当事例に関する調査 (平成21年4月1日 から 平成24年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	議会の決定の内容		議会の決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無	
		兼業禁止規定に該当すると決定したもの	兼業禁止規定に該当しないと決定したもの			審査の申立ての結果	出訴の結果		
秋田県	大館市		○	議員が監査役として就任していた期間の当該会社の収入決算額における請負額の割合は50%に達しておらず当該会社は関係私企業ではないことから地方自治法第92条の2の規定には該当しないため。	22.2.23	無		無	
秋田県	上小阿仁村		○	村と(株)小林百貨店の取引金額が、同店の全売上金額に占める割合は平成19年度26.44%、平成20年度22.12%であり、また、当該取引が業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認める程度にまで至っているとは認められなかったため地方自治法第92条の2に該当しない。	22.3.2	無		無	
秋田県	上小阿仁村		○	村と佐藤商店との取引は、議員としての立場を利用し、村に働きかけをした具体的事実は認められなかったため地方自治法第92条の2に該当しない。	23.11.29	無		無	
山梨県	北杜市		○	法92条の2に該当するとした理由が曖昧であるため。	23.8.26	無		無	
山梨県	上野原市		○	北都留森林組合の事業収益に占める市の請負契約額は6.7%であり、地方自治法第92条の2に規定する請負に該当しないため。	22.3.4	無		無	
滋賀県	甲良町	○		町の指名願申請業者であり実質の経営者として入札に参加し直接応札している。H21.5~H22.4の間、町の発注高が57%。	23.2.21	有	23.3.8 審査申立て 23.5.2 取下げ	無	
鹿児島県	肝付町	○		町と車のリース契約(5年間)があり、地方自治法第92条の2の規定に該当するため。	23.9.27	有	23.10.17 審査申立て 24.1.5 棄却	無	
計	6団体	2件	5件			2件		0件	